

| 航空自衛隊市ヶ谷基地仕様書 | | | |
|--|-------------------------------|----------------|------------------|
| 仕様書の種類 | 内容による分類 | 役 務 仕 様 書 | |
| | 性質による分類 | 個 別 仕 様 書 | |
| 物品番号 | | 仕 様 書 番 号 | |
| 品 名 又は 件 名 | 広報関連（メディアトレーニング）国内委託教育（基地司令等） | 広報LPS-X00001-3 | |
| | | 承認 | 平成20年 6月 4日 |
| | | 作成 | 平成20年 6月 4日 |
| | | 改正 | 平成29年 5月22日 |
| | | 作成部隊 等 名 | 航空幕僚監部 総務部広報室 |
| <p>1 適用範囲 この仕様書は、広報関連教育（メディアトレーニング）国内委託教育（基地司令等）について適用する。</p> <p>2 役務に関する要求</p> <p>(1) 役務内容 航空自衛隊の上級指揮官及び広報担当幕僚に対し、対外広報のために必要な知識及び技能を習得させる。特に、上級指揮官においては、重大航空機事故等の緊急事態発生という想定状況下での模擬記者会見を演練させ、報道対応能力（クライシスコミュニケーション能力）を向上させる教育を行うものとする。</p> <p>(2) 教育場所 航空自衛隊市ヶ谷基地</p> <p>(3) 教育実施日 官側の指定する日</p> <p>(4) 教育実施回数 上級指揮官（3回／年度）、広報担当幕僚（1回／年度）</p> <p>(5) 教育参加者数 ア 上級指揮官：4名／回 イ 広報担当幕僚：23名／回 教育参加者は基準であり変動する可能性がある。</p> <p>(6) 教育内容（1回） ア 上級指揮官 (ア) メディア概論講義（約1時間） メディアの現状、特性等についての講義 (イ) 模擬記者会見、講評及び対策（約1.5時間） 各種事案（航空機事故等）が生起したとの想定（状況付与）のもと、模擬記者会見を実施し、その様子をビデオ等に撮影し、その後、ビデオを再生しつつ問題点を抽出し、望ましい対応要領について講義</p> | | | |

イ 広報担当幕僚

(ア) メディア概論 (約1.5時間)

メディアの現状、特性及び広報担当幕僚として、重大事故等発生時の着意事項並びにポジションペーパー作成要領等についての講義

(イ) プレスリリース、想定問答集及び模擬記者会見 (約2時間)

広報担当幕僚として、事案が生起したとの想定(状況付与)のもと、プレスリリース及び想定問答集を作成し、その効果の検証のために模擬記者会見を実施。望ましいプレスリリース及び想定問答集の作成要領並びに記者会見実施要領等の講義

(7) 提出書類等

ア 教育実施計画書

契約相手方は、各教育実施の10日前までに教育実施計画書を作成し、航空幕僚監部総務部広報室(以下「官側」という。)に提出するものとする。記載内容については、次のとおり。

(ア) 教育資料等

a メディア概論講義資料

b 模擬記者会見資料(シナリオ等、模擬記者会見に必要な資料すべて)

(イ) 講師の氏名(略歴等含む。)

イ 教育実施成果報告書

契約相手方は、各講習終了後、別に示す期間内に教育実施成果報告書を官側へ提出するものとする。

(ア) 講師の氏名

(イ) 教育実施日時、受講者氏名

(ウ) 教育実施内容

(エ) 成果及び所見

(オ) 模擬記者会見時のビデオ(媒体の種類については、別途調整)

(8) その他

ア 教育内容等、教育に関連する前項で示した一連の提出書類の内容に関しては、官側と調整し、逐次変更するものとする。

イ 各教育とも事前に受講者数、実施時期等について官側と綿密な調整を実施するものとする。

ウ 教育で使用する教育資料及びパソコン等教育機材は契約相手方が準備するものとする。

3 官側の支援

(1) 実施場所の提供

(2) 机、椅子、マイク、プロジェクター、スクリーンの提供

(3) その他必要な資器材等については、細部調整とする。

4 検査

この仕様書によるほか、契約担当官の定めるところによる。

5 その他

この仕様書に規定のない事項または疑義が生じた場合は、書面により速やかに契約担当官と協議するものとする。

事業計画書作成要領

1 本事業の特徴

- (1) 上級指揮官に対し年度3回（3日）、広報担当幕僚に対し年度1回（1日）実施予定
- (2) 実施日については実施約1ヶ月前に確定され、受講者数については変動がある。

2 教育実施要領等

(1) 目的

ア 上級指揮官

基地司令等に補職が予定されている者及びその他受講が必要とされる高級幹部に
対外広報のための必要な知識及び技能を習得させ、模擬記者会見に臨むことにより、
メディアへの対応の疑似体験を通じた報道対応能力の向上を図る。

イ 広報担当幕僚

基地等の広報担当幕僚として指揮官を的確に補佐するための能力向上を図る。

(2) 実施場所及び時期（基準）

ア 実施場所

市ヶ谷基地

イ 実施回数

(ア) 基地司令等補職時期（3回（3日）／年度）

(イ) 広報主務者講習時（1回（1日）／年度）

ウ 参加者数

(ア) 上級指揮官：4名／回

(イ) 広報担当幕僚：23名／回

教育参加者は基準であり、変動する可能性がある。

(3) 細部実施要領（基準）

ア 基地司令等に補職が予定されている者及び受講が必要とされる高級幹部

(ア) メディア概論講義（約1時間）

メディアの現状、特性等についての講義を実施する。

(イ) 模擬記者会見、講評及び対策（約1.5時間）

各種事案（航空機事故等）の発生を想定（状況付与）した、模擬記者会見を実施する。会見後、撮影されたビデオを基に、要改善点を抽出し、望ましい対応要領について、教育を実施する。

イ 基地等の広報担当幕僚

(ア) メディア概論講義（約1.5時間）

メディアの現状、特性及び広報担当幕僚として、重大事故発生時の着意事項及びポジションペーパー作成要領等についての講義を実施する。

(イ) プレスリリース、想定問答集及び模擬記者会見（約2時間）

事案発生を想定（状況付与）したプレスリリース及び想定問答集を作成し、模擬記者会見を実施する。事後の検討会において望ましいプレスリリース及び想定問答集の作成要領並びに記者会見実施要領について教育を実施する。

3 事業計画書

第1項及び第2項の特徴及び実施要領を踏まえ、次のすべての項目を記載して作成すること。また、項目に欠落のあった場合については、無効とし提出したものと認められない。

(1) 全般

防衛省航空自衛隊という特性を踏まえた上での教育実施上の重視事項等

ア 航空自衛隊は、多数の航空機を保有し、航空機の運用を主体とする任務を担っている。

イ 航空機による事故等、緊急事態が発生した際は、対外的な影響が大きいとともに、適切な報道対応が以降の航空機の運用又は基地の存続について影響を及ぼす。

ウ 航空自衛隊の基地等は基地が所在地域での航空自衛隊の窓口であり、地域の理解、協力を得るための信頼確保が必要である。

(2) メディア概論（講義）

ア 主要な教育内容と教育項目毎の時間配分

イ 使用する教育資料（概要）

(3) 模擬記者会見

ア 記者会見細部実施要領

イ 使用教材（資材）等

(4) その他

ア 各教育対象者毎（上級指揮官及び広報担当幕僚）に細部計画書を作成する（細部は、仕様書のとおり。）。

イ ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る取組状況がわかる書類等を合わせて提出する。

(ア) 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）書の写し又は、一般事業主行動計画など

(イ) 次世代法に基づく認定（くるみん認定）書の写し又は、一般事業主行動計画など

(ウ) 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）書の写し又は、就労実態等の職場情報提供資料など

4 提出要領

(1) 提出場所

航空中央業務隊会計科契約1班

(2) 提出部数

ア 事業計画書（社名入り）：2部

イ 事業計画書（社名及び社名を推測できる記載等を排除したもの）：4部

ウ ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る取組状況がわかる書類の写し：1部

メディアトレーニングに関する入札参加企業選定のための評価要領について

1 目的

メディアトレーニングに関する入札参加企業選定にあたり、客観的かつ適正に評価するために、評価要領を決める。

2 選定方針

(1) 総合評価

技術審査と価格審査の採点を合算することにより、落札者を決定する。

技術審査（技術点100点満点）＋価格審査（価格点50点満点）＝総合評価点

(2) 技術審査

ア 第1次審査（事業計画書審査）を書類審査とし、その後各社プレゼンテーションにより第2次審査を実施する。

イ 官側の要求事項を反映した教育内容であり、かつ教育効果が十分に得られると判断されるかについて審査する。

(3) 価格審査

価格点 = 価格点の得点配分（50点） × （1－入札価格÷予定価格）

3 技術審査評価要領

(1) 審査員は3名以上とし、別途調整の上、通知する。

(2) 審査員は、各事業計画書の内容を厳正に審査し、評価項目毎の所見、評価及び全般所見を記入する。

(3) 評価要領

| 評価項目 | 細部評価要領 |
|--------------------------|---|
| 全般 | メディアの現状及び特性を理解するのに十分な項目及び説明が網羅されている。(15点) |
| 教育項目及び教育内容 (メディア概論講義) | 航空自衛隊の特性を十分に踏まえた教育内容である。(20点) ----- 上級指揮官及び広報担当幕僚それぞれの立場を理解し、見合った教育内容である。(10点) ----- 受講者にとって、具体的であり、実践的な内容である。(20点) |
| 模擬記者会見実施要領 | 模擬記者会見の評価要素、着眼点が明確であり、適切な講評及び対策等を明示できる。(20点) ----- 模擬記者会見の実施要領が、工夫されており、より現実に近いものとなっている。(10点) |
| ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 | 以下の取組みに関し、各書類等の写しの提出により確認する。(5点) 1 女性活躍推進法に基づく認定 |

| |
|-----------------|
| 2 次世代法に基づく認定 |
| 3 若者雇用促進法に基づく認定 |

※1 労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要

※2 常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

(4) 採点基準

ア 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」以外の評価項目

| 評価 | 20点配点 | 15点配点 | 10点配点 |
|-----------------|-------|-------|-------|
| 要求以上の内容を満たしている。 | 20～17 | 15～13 | 10～9 |
| 要求に対して十分である。 | 16～13 | 12～10 | 8～7 |
| 要求に対して最低限度である。 | 12～9 | 9～7 | 6～5 |
| 要求に対して一部不十分である。 | 8～5 | 6～4 | 4～3 |
| 要求に対して不十分である。 | 4～1 | 3～1 | 2～1 |
| 要求を満たしていない。 | 0 | 0 | 0 |

イ 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る指標」の評価項目

複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点する。

| 認定等の区分 | 5点配点 | |
|---------------------------------------|----------|---|
| 女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業) | 1段階目 | 2 |
| | 2段階目 | 4 |
| | 3段階目 | 5 |
| | 行動計画 | 1 |
| 次世代法に基づく認定（くるみん認定企業 ・プラチナくるみん認定企業） | くるみん | 2 |
| | プラチナくるみん | 4 |
| 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業） | 4 | |